

「観光客誘致環境整備支援事業」募集要項

1 趣 旨

訪日外国人旅行者や高齢者・障がい者等が安心して快適に滞在、交流、体験を楽しめる環境整備に取り組むことにより、来訪者の満足度を上げるため、観光関連施設の整備、改良、設備の設置等に要する経費の一部を補助するものです。

2 対象者

県内の観光協会及び一般社団法人佐賀県観光連盟の会員施設等（令和4年3月31日時点）の事業者であって、外国人観光客や高齢者・障がい者等に配慮した環境整備を行う者（市町及び市町観光協会等を除く。）。

3 補助対象経費及び補助率

別表のとおり

4 支援内容

対象経費全体（税抜き）の2分の1以内で、50万円を限度として補助金を交付します。

※対象経費は消費税抜きの金額です。（算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）なお、予算額に達し次第終了とします。

- (1) 対象事業①及び②を行う場合は、2分の1以内で50万円を限度。
- (2) 対象事業③を行う場合は、2分の1以内で50万円を限度。
- (3) (1)、(2)は、併用での申請可とする。
- (4) 佐賀県観光連盟は事業実施者に対し助言を行います。

5 交付申請の手続き

様式は連盟のホームページ「あそぼーさが」内、「観光関係者向けページ」の「お知らせ」
「観光客誘致環境整備支援事業」の募集からダウンロードして下さい。

(1) 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 応募用紙（様式第1号の2）
（Wi-Fi事業は施設の見取り図に設置個所を記したもの等、多言語事業はパンフレットやホームページのデザイン案や構築図等）
- ③ 誓約書（様式第1号の3）
（県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団ではない旨の誓約を依頼していることから、当連盟でもそれに準じ、当該誓約書の提出をお願いします。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。）
- ④ 佐賀嬉野バリアフリーツアースセンターのアドバイス報告書、該当箇所の写真及び平面図
※④は施設のバリアフリー化整備等の場合のみ

⑤ 見積書等（任意様式）

※必ず2社以上の相見積書の提出をお願いいたします。

(2) 受付期間

令和4年6月1日（水）から令和4年12月20日（火）まで

※上記期間内であっても、補助金交付額が予算額に達した時点で募集を締め切ります。

(3) 提出方法

原則として郵送、又は事業の説明ができる方が持参してください。

（事前連絡の上、持参をお願いします。）。

(4) 応募先・問い合わせ先

〒840-0041 佐賀市城内一丁目1番59号 県庁新館6階

（一般社団法人）佐賀県観光連盟 経営・地域支援部 貝原・田島

TEL：0952-26-6754 FAX：0952-26-7528

E-mail：junpei-kaihara@saga-kanko.jp

6 通知

審査結果については適正な申請書受理後2週間程度で連盟から申請者宛てに文書で通知します。

7 交付内容の変更

交付決定後、変更等があった場合は、交付要綱第6条に記載のとおり、「観光客誘致環境整備支援事業補助金変更承認申請書」（様式第2号）及び「変更収支予算書」（様式第2号の2）を提出してください。

8 補助金の交付及び条件

交付決定通知を受理された方は、補助金の交付を受けるため、下記の手続きを行ってください。

(1) 実績報告（事業終了後30日以内）

事業完了後、事業実績について要綱で定める「実績報告書」（様式第3号）に関係書類を添えて提出してください。

（関係書類）

① 事業報告書（様式第3号の2）

② 収支決算書（様式第3号の3）

③ 成果物、領収書等業者への支払いの証明が取れるもの、納品時の数量が確認できる画像等を添付すること

(2) 補助金の請求

実績報告に基づき補助金額を確定し通知しますので、通知に基づき要綱で定める「請求書」（様式第4号）を提出してください。

9 事業の中止又は廃止

補助事業の中止、又は廃止する場合には、「観光客誘致環境整備支援事業補助金中止報告書」（様式第5号）を提出してください。